第1条~第2条 省略

(施設及び業務)

- 第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。
- (1) 保健センター
- (2) 地域包括支援センター
- (3) 高齢者デイサービスセンター
- (4) 障害者生活支援センター
- (5) 身体障害者デイサービスセンター
- (6) 障害者就業支援センター
- (7) 多目的ホール、会議室、研修室その他の施設
- 2 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

現行

- (1) 市民の健康の保持及び増進に関すること。
- (2) 高齢者福祉の増進に関すること。
- (3) 障害者福祉の増進に関すること。
- (4) 児童福祉の増進に関すること。
- (5) 地域福祉の促進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務 (使用時間)
- 第3条の2 センターの施設を使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、センターの施設のうち、保健センター、地域包括支援センター、高齢者デイサービスセンター、障害者生活支援センター、身体障害者デイサービスセンター<u>及び障害者就業支援センター</u>にあっては、午前9時から<u>午後5</u>時15分までとする。
- 2 省略

(休所日)

第3条の3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。

施設	休所日		
保健センター、地域包括	(1) 日曜日及び土曜日		
支援センター、障害者生	(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律		
活支援センター及び障害	第 178 号) に規定する休日		
者就業支援センター	(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前		

第1条~第2条 省略

(施設及び業務)

- 第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。
 - (1) 保健センター
 - (2) 地域包括支援センター
 - (3) 高齢者デイサービスセンター
 - (4) 障害者生活支援センター
 - (5) 身体障害者デイサービスセンター
 - (6) 障害者就業支援センター
 - (7) 権利擁護・成年後見支援センター
 - (8) 多目的ホール、会議室、研修室その他の施設
- 2 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

改正案

- (1) 市民の健康の保持及び増進に関すること。
- (2) 高齢者福祉の増進に関すること。
- (3) 障害者福祉の増進に関すること。
- (4) 児童福祉の増進に関すること。
- (5) 地域福祉の促進に関すること。
- (6) 権利擁護・成年後見支援及び生活困窮者の自立支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務 (使用時間)
- 第3条の2 センターの施設を使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、センターの施設のうち、保健センター、地域包括支援センター、高齢者デイサービスセンター、障害者生活支援センター、身体障害者デイサービスセンター、障害者就業支援センター及び権利擁護・成年後見支援センターにあっては、午前9時から午後5時30分までとする。
- 2 省略

(休所日)

第3条の3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。

施設	休所日			
保健センター、地域包括	(1) 日曜日及び土曜日			
支援センター、障害者生	(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律			
活支援センター、障害者	第 178 号) に規定する休日			
就業支援センター及び権	(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前			

	号に掲げる日を除く。)		利擁護・成年後見支援センター	号に掲げる日を除く。)
	省略			省略
2			省略	
	以下省略			以下省略